

文部時報

第八百二十四號

(終 戰 再 建 號)

詔書訓令.....一

終戰直後五箇月在任の要人 前田多門(前文部大臣).....三

國民道德の頹敗その再建 田中耕太郎(文部省學校教育局長).....一〇

終戦後の公民教育と選舉 寺中作雄(文部書記官).....一四

宗教團體法の廢止と宗教法人令の制定について 吉田孝一(文部書記官).....一九

最近の食料事情に對する學徒の保健 塚田治作(文部省體育官).....二三

教育相談室.....二七

聯合國總司令部最高司令官指示事項.....二九

通牒.....二九

文 部 省

司農林法
外務部
内務部
國務院

大 大 大 大
臣 臣 臣 臣
岩田 前田 吉田 堀切
宙造 多門 茂 善次郎
松村 松本 松本 松本
謙三 多門 茂 善次郎

厚生
國務院
大 大 大 大
臣 臣 臣 臣
菅田 次田 次田 次田
均 大三郎 大三郎 大三郎

大 大 大 大
臣 臣 臣 臣
菅田 次田 次田 次田
均 大三郎 大三郎 大三郎

文部省訓令第一號

都道府縣知事直轄學校校長
私立大學高等學校及專門學校校長

平和國家第一年ノ元旦ヲ迎フルニ當リ、泰クモ詔書ヲ頒發セラレ、新日本建設ノ嚮フベキ方途ヲ詳々トシテ昭示シ給フ。聖旨深厚、洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルト共ニ、謹ミテ按ズルニシテ諭シ給フ所ハ、マタ今後我が國教育ノ由ツテ以テ則ル大本タルベキモノナリ。

惟フニ今次ノ戰爭、敗北ヲ以テソノ局ヲ結ブヤ、舉世適從スル所ヲ知ラズ、動搖混亂シテ艱苦四邊ニ滿ツ。然リト雖モ、此ノ秋ニ於テ獨國民ヨク奮起シ、不撓不屈、相携ヘテ試練ニ耐ヘナバ、必ズヤ暗黒ヲ打開シテ光明ノ彼岸ニ到達

シ得ベキコト、之ヲ信ジテ疑ハズ。則チ今同ノ大詔ニ恪遵シ、明治ノ國是五箇條ノ御誓文ヲ循守シ、明朗豁達、民意ヲ暢達シ、平和主義ニ徹シ、文化ノ水準ヲ昂メ、相倚リ相信シ、堅實鞏固ナル公民生活ノ完成ヲ期スベキナリ。古來家ヲ愛スルノ心ト國ヲ愛スルノ心トハ、我が國民道徳ノ特長タリシ所ナリト雖モ、今後ハ更ニ之ヲ擴充シテ人類愛ニマテ完成セシムル所ナカルベカラズ。若シ夫レ我が國ニ於ケル純正ナル君民ノ關係ハ、徒ラニ架空ナル神話傳說、偏狹ナル民族優越感ニヨリテ成ルモノニアラズ、此ノ際寧ロカ、ル誤レル觀念ノ一洗コソ、萬世渝ラザル君民一如ノ眞姿ヲ顯現スル所以ナルコトヲ

御垂示セラレタルニ至ツテハ、衷心恐懼ニ堪ヘズ、洪大ナル聖慮ニ感ジテ忠誠ヲ效サントスルノ念愈々切ナルモノアリ。抑々斯ノ如キ聖旨ヲ奉戴シテ之ガ徹底ヲ期スルハ、教育ニ在リ。事ニ育英教化ニ從フ者及ビ之ヲ統督スル者、ソノ任重クソノ道遠シ、宜シク思ヒテ此ニ致シ、自省自奮、德ヲ養ヒ識ヲ磨キ、各々責務ヲ全ウシテ前途ノ荊棘ヲ拂ヒ、悠久ナル國運ヲ萬世ノ太平ニ開キ、以テ聖慮ニ應ヘ奉ランコトヲ期スベシ。

昭和二十一年一月四日

文部大臣 前田 多門

終戰直後五箇月在任の記録

前田 多門

敗戦後、國運挽回のために何より肝要なことは、人心を虚脱状態より引戻し、新たな目標を示して、これに向つて新たな勇氣を振ひ起して進ましむる方途を講ずるより外はないのである。また今後永久に武力を持たざる文化國家として、眞にその使命に邁進し、世界の文運に寄與貢獻せんがためには、國民の教養を彌が上にも昂めて、高邁な人格、優秀な頭腦の持主を一人でも多く作り上げねばならぬのであつて、これはみな今後の教育に課せられた大きな宿題である。戦後教育の持つ役目は如何に強調しても、強調し盡されないものがある。

その終戦直後の文教府を司るべく、測らずも大命を拜したる余としては、その任務の餘りにも重大なるに、衷心より慄へつゝも、先づ取り敢へず執つた處置として、戰爭中、勤勞動員のために殆ど學業中止の状態にあつた學徒の氣分を一轉せしむるために、速かに學園に歸つて授業を再開するべき旨を發令した。それは遅くとも九月中旬よりとしたのであるが、實施と共にそこに色々の困難が伴ふ事が解り、その解決には今以て關係當局が奮闘して居られるのである。殊に當初の豫期以上に、學校再開に祟りをなしたのは、食糧難であり、又戦災地には住居難が加はつて、事實授業の繼續を困難ならしめて居る現状である。然しこれは百方手を盡して困難克服に邁進しなければならぬのであつて、最近には、學校が學徒と共に乗り出して、農耕増援、食糧自給に、平和の戦士として奮闘する施策が講ぜらるゝに至つたのは人の知る處である。

教育の新方針としては、先づ何よりも從來の軍國主義を一掃せねばならぬのは言ふを俟たないのである。戰爭中は國民の一員として、國家當面の問題に協力するのは當然の責務であり、殊に英米の如く、「良心的戰爭反對者」の存在を國家が認めざる我國として、違法的精神よりしても、已むを得ない戰爭協力の場面が多々あつたのであるが、一たび、終戦となり、敗戦となつた以上、その過去の「戰爭一本」で進んだ施策と精神とは放棄され、一新されねばならぬのは、素よりその處である。これは殊に教育の方面に於て該當事項が多いのであつて、その軍國色一掃に、新文教當局として、着手し始めたことは當然の成行である。

余は九月九日、全國放送を以て、「青年學徒に告ぐ」の題下、以上の趣旨實現と、眞理を愛し、眞實を尙ぶ、科學的精神の尊重すべき所以を説き、從來の弊風たりし自國の優越に陶醉し、これを誇張して他國を輕視するが如き夜郎自大の風を戒めた。更に九月十五日、取り敢へず文部當局として、終戦後執り又執らんとしつゝある施策方針を公表した。

二

取り敢へずの施策として、それまでに實行に着手した事は、教科書中、新時代の精神に背馳せりと認むべき箇所の削除、教員の再教育を計るために從來の教學練成所を改組すること、青少年團の戦時體制を解いて、郷土的、自發自治的の組織に革めしむること、科學教育の新出發、殊に基礎科學に力を入れること、人文科學を尊重すること、宗教の自由を重んじ、その社會徳化に一層の活動を期待すべく促進すること等であつた。

偶然、右發表の九月十五日午後、余は紐育生活中の舊知、コロムビア大學講師ヘンダーソン少佐(後に中佐となる)の訪問を受けた。久瀨を敘すると共に、氏が今回マクアーサー司令部に於ける教育課長として、今後文部省所管事務を受持つこととなる由を語り、今後の協力を談じたが、その際、氏は片手に携へ來つた當日の新聞紙に掲載せる文部省新方針とある記事を指して、洵に結構なり、この調子で進まれ度しと頗る賛意を表された。爾後、聯合軍司令部と密接なる連絡下に、當初はフェラーズ代將の、而して後にはダイク代將の主管下に於て、ヘンダーソン中佐を経て、萬事が取り運ばれることになつたのであるが、この九月十五日の施策發表迄は、凡ての事項は全く司令部と何等の聯繫なく、獨立的に處理されたものであることを注意すべきである。即ち九月十五日は重要な劃期點である。而して更に注意すべき事は、その以前に決定せる諸方策と、以後に於けるそれとの間に大體に於て矛盾杆格がなかつた事である。

宗教家の奮起を促す件に關しては、特に東久邇宮總理殿下に御願ひして、首相官邸に全國の各宗派宗教家代表の會同を開催、首相官邸下より激勵を賜はり、代表各位よりの意見陳述を求めたのであるが、宗教に關してはその後、十月四日の司令部指令により、宗教團體法の禁止を命ぜられた結果、宗教に對し官憲が内容的に容喙する途が全然杜絶され、宗教の自由に向つて一進境を見たと言へるのであるが、これと照應して、文部省の施策としては、明治三十二年訓令に由る、私立學校等に於ても學科課程に關し法令の規定ある學校は、課程外に雖も、宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを許さずといふ從來の制限を解き、所謂宗教學校に自

由を付與するの措置を斷行したのは、宗教學校側の多年の要望に應へ得たものであつて、是と言ふのも、時勢の力に歸すべきものが多いことを痛感せしめられる。

三

文部省の機構改革に就ては、東久邇宮内閣成立と共に、内閣の技術院解體に關聯し、その一部たる技術研究及應用の事務が文部省に移されたので、從來の科學局にこれを受け入れ、陣容擴大せる科學教育局の改組があり、又戦時色濃厚なりし教學練成所を廢止して、その替りに教育研修所の設置を見たのであるが、以上は應急の官制改正に過ぎないので、どうしても教育新方針の設定と共に、これに即應する機構改正の必要を見たのであり、切りにその準備に急いで居たが、その内に十月五日、東久邇宮内閣總辭職となり、遂に幣原内閣に持ち越さるゝ事となり、余は留任したため、その劈頭の施政として、文部省機構改革が發表され、從來の普通、専門兩教育局を併せて、一體系の學校教育局が設置せられ、教學局を廢して、社會教育局に換へ、教科書改編の重要性に鑑みて、教科書局を新設し、これに體育局と、さきに改組の科學教育局を配して五局とすることになり、外部より人材を招聘して、文部省の人的要素を強化し得たのは幸とする所である。

新時代に即應すべき教育行政として、早急に實施すべき具體案に關しては、曩に取敢へず方針を發表したのであるが、更にこれを取纏め、整理檢討を加へた結果、一應の教育新方針要綱が出来上がつたので、十月十五日を期し、全國の師範學校長及び各府縣視學官を東京に會同して、これを發表指示したのである。續いて全國各地にその趣旨の會合を行つた。

新方針とは、大要、軍國主義、極端なる國家主義を教育界より排除し、かゝる主義を抱持宣傳したる教育者を教壇より排除すると共に、嘗て軍國主義を批判したるの故を以て教育界より追はれたる教員あらば、再びこれを迎ふることに努むべき旨を以てし、また軍國主義の溫床となり易き教育上の諸般の劃一主義を打破し、個性の尊重とこれに由る國家社會への奉仕を強調し、科學の尊重、女子教育の水準向上、學びつゝ、働く方面の強調等、數項に亘るものであつた。而してその際特に教育勅語を再讀する要あるを力説し、同勅語の識示給ふ所は、實に國民たると共に人間として大成すべき旨を以てせられて居るのであつて、その人間たるの道を閑却して、極端なる國家主義に奔つたのが、今日の破局の要因たることを説いたのであつた。右の要旨は、同月十五日夜放送せられた。

各學校に於ける人的新陳代謝は、此頃を契機として全國的に行はれた。大體に於て自發的にこれが行はれ、例へば帝國大學の如き、殆ど全國に亘りて、總長の更迭を見、行政的にも、その後行はれた極めて大量なる直轄學校長更迭に於ても、新傾向の窺はるゝものがある。然し是等の更迭は何も當該首腦者が、軍國主義者であるとか、極端なる國家主義者だからと言ふのではないのであつて、唯だ、新時代到來を契機として、故參の人々が一應その職を去つて、新空氣の醸成に便ならしめんとする眞の勇退的精神の發露に歸すべきものであるといふ事を特記したい。

然るに、十月二十二日に於て、司令部より初めて教育に關する指令が發表せられた。これに由ると、豫て文部省として自發的に計畫しつゝありし軍國主義者極端なる國家主義者の教壇追放を、更に強化した方針を以て、實行せよと命ずるのであり、その遂行を完全ならしむるため審査機關を設けよと言ふのであり、これが立案を命じて來たのであるが、目下その内容に就て文部省と司令部との間に交渉進行中である。然し審査機關に附議せずとも該當の事が歴然たる人々に就ては速かに、罷免の手續を執るべきは勿論であつて、事實に於ては既に自發的勇退の形を執つて、教育界各方面に於て自肅が行はれて居るのは周知の如くである。

四

民主的教育の徹底に缺く可からざるものは、女子教育の水準向上であるが、この點に關しては、根本的法規の改正に先立ちて、現行法規の運用範圍内に於て、出来るだけの事を取り敢へず實行しようと言ふので、研究の結果具體案を得たので、學校當事者の意見を聞き、十二月四日閣議の承認を得てその方針を發表した。これによれば、女子専門學校のうち、特に文部省の指定するものはこれを男子に於ける高等學校と同視し、その卒業生は男子同様に大學への入學試験を受けることを得しめる。従てそこには男女共學が可能となる。また女子のみの大學を設立することを認める。而して高等女學校に於ける教授内容も、基礎學科に就ては今後は男子と同等のものとなさしめると言ふ趣旨である。これに準據して既に早速發達を計畫中の幾多の學校あることを聞くは本懷である。

新時代の教育に於て、最も重んずべきものは公民教育でなければならぬ。學校の内外を問はず、我國に公民道の顧みられなかつたのが、今日の慘狀を持ち來した主要原因であるに鑑み、この問題に主力を注がねばならぬのは、固より當然と言はねばならない。司令部側に於ても、これを重視し、當初ヘンダーソン少佐との會見に於ても、またその直後、フェラーズ代將との會談に於ても、先方はこれを力説し、その完成に對しては十分の援助をなすべき旨を述べられた。元來公民教育に就ては我國としても過去に於て一定の

點迄發達し來つた経過を有してゐるのであるが、戰時中誤つた國家至上主義に祟られて、折角の發達が阻害せられ、中等學校や青年學校に於ける公民科までが、いつの間にかその姿を沒したのであつて、公民とか自治とか言ふ字句を使用すること自身がすでに不都合だと言はれるやうな時代を経過し來つたのであるが、この際この傾向を根本的に覆し、學校教育と社會教育との兩方面に涉つて、公民教育の擴充強化を圖りたいと言ふ意圖のもとに、十月に公民教育刷新委員會を設け、省内の關係官に加ふるに、若干省外權威者の参加を求め、鋭意實行案に向つて調査を進めて貰つたのであるが、これは昨年の内に一應の答申案を了せられたのは喜ばしいと思ふ。今後は迅速なる實現に努めたいものである。

教科書の根本的改訂が喫緊の要務であることは言ふまでもないが、また余の就任以來早速着手せしめた處であるが、これに關しては司令部よりも詳細なる諸般の指示があり、遂に修身、地理、日本歴史に就ては、教科書の全面的改訂が命ぜられ、改正教科書の出来るまではその授業をも停止せらるゝに至つたのである。依て是等の教科書に就ては至急暫定教科書の編纂を企て、應急對策としては教師用指針書の作製を急いで居る次第である。その他の教科書に就ても幾多根本的の改訂を試みなければならぬことは言ふまでもない。そのために前述の如く新しく教科書局の設立を見たのであるが、これと併行して從來の教科用圖書調査會を廢し、新たに教科用圖書委員會を作り、その委員の額觸にも各界の代表者を加へた。また國字國語の問題に就ても、此際新たな眼孔を以て再檢討を行ふ必要ありと認めたので、國語調査會に委嘱し、さしづめ漢字數制限を更に徹底せしむる目的を以て調査を再開して貰つて居る。

五

終戦後體育局の復活に由つて、また軍事教練廢止後の新事態に鑑みて、體育行政にも新生面が開かれねばならないのであるが、從來文部省の所管は學校内の體育にのみ限られ、一般社會に於ける體育關係は厚生省の下に屬し、彼此連絡上缺くる所多き憾みがあり、識者當事者の間にも長い間此問題が懸案となつて論議せられて居たのであるが、幣原内閣の芦田厚生大臣の大乗的遠觀と英斷により、厚生省より進んで、體育關係の行政事務を當方に移管することを申し出でられ、目下その文部省下に於ける一元化に就て事務的協議が進行しつゝある。

科學教育局改編以來、諸般の懸案は着々解決せられんとしてゐる。その最も重要なものとして學術研究會議及び學術振興會の

相關關係を是正し、その分擔事務の分野を彼此整調せんとする問題がある。今や適當なる成案を見るに至り、兩者代表者間の圓滿な協調により、多年の宿題が解決せられんとしつゝある。その他、日本再建の基礎的要因たる科學教育の振興策として、企畫實行すべき項目は頗る多いが、さしづめ博物館の擴充普及、その利用新方策、並に地方諸學校に於ける科學教授の面目一新のためには、中

心指導者設置の如き、當面の問題として取り上げられて居るのである。
 戰爭中、戰災により破壊された學校が少からずある。その復興を如何にすべきか、更に復興に即して學校の極度の大都市集中化を急務として戰災學校に對して、軍の施設等を利用する一時假校舍使用を斡旋したのであるが、更に如上の趣旨による學校施設の復興計畫を樹て、その實施を促進する目的を以て、最近臨時教育施設部を設けた。

更に根本問題として、吾人が當面するものは、この敗戦後の新社會狀態に即應し、教育百年の大計を樹てるために、教育制度全般の再檢討を行つて、一貫せる體系を作り上げることにある。この問題に關しては、さき大規模な教育審議會の調査があり、その結論は既に示されて居る。然し、この未曾有の大變革に處し、既往の成案そのまゝを踏襲し得るや否やは、誰人も疑問とする所であり、此際虚心坦懷、現在の實相と、將來の趨勢に鑑み、新時代の教育體系を作り上げねばならない。この目的を以て今回教育制度刷新委員會を設け、各方面の權威者を集めて省内の試案と相俟つて、成る可く早急に成案を得度いと期して居たのである。仍ほ此の教育制度の確立と共に、地方に於ける教育行政機構に就ても刷新を加へ、從來の如く中等教育、國民學校教育が單なる都道府縣廳内の一俗務となる事なく、各地方に於ける文教の權威者が、その地域に於ける教育に關し指示指導の權利と職責とを持ち得るやうに、適當に行政機構の改正を行ひ度いと思ひ、事務當局に具體案の用意を囑しつゝあつたのである。

六

教育の刷新には教師の素質向上が何よりも肝要である。これに關しても新對策を講じなければならぬが、同時に必要なのは、教員優遇の斷行である。武力なき今後の我國に於て、教員が爾今占む可き地位は、恰かも武力時代に於て軍人が享有して居つた殊遇に匹敵すべきものがなければならぬ。社會的に物質的に教員を優遇することは喫緊の要務である。
 この意味に於て、昭和二十一年度豫算の編成に際し、余は優遇案の提出をなしたのであるが、財政難のため十分素志を達すること

を得なかつたが、それでも、國民學校教員の俸給に關しては、一般官吏と同様二倍額となす外に、別に總額五千萬圓だけを計上することが出來た。而してこれに對しては單行法律案を作つて、毎年右費額を國庫支辨することとし、これを端緒として、漸次増額を計り、三年目には少くとも、三倍に達し得るやう期したのである。中等學校教員及び專門高等學校、大學教授の俸給に就ても、同様増額を企圖す可きは當然と言はねばならない。今回不完全ながら、教員優遇の端緒だけは、その途が開かれたことを、内閣及び大藏省當局に向つて深く感謝せざるを得ない。

以上が、大體余の在職中、具體化し、若くはその緒に就かんとせし諸項目である。かゝる所に本年一月元旦、畏くも今上陛下に於かせられては、新年に際しての詔書を渙發あらせられ、今後我國民の往くべき道に關して御垂示を賜つた。これは同時に新日本の教育が則るべき大本を御示し遊ばされたものと思ふのであつて、その御趣旨を奉體し、新なる決意と構想とを以て新時代の文教に勵むべき旨の訓令を發したが、この時を轉機として幣原内閣改造に際し、桂冠することになつた。余の役目は當初より期して居た通り、たゞ道掃除を承るだけのことであつて、後より來るべき偉大なる人のために、多少の準備をなしたに過ぎない。今や、當初の期待の如く偉大なる後繼者を得た。余は安んじて後退することが出来るのである。洵に感謝すべきかな。

最後に、然し決して最小の事ではなく、特筆して銘記しなければならないのは、余の在職中、大村次官を初め、三顧の禮を執て迎へた、山崎、田中、關口、三局長及び田邊囑托を初め、省内政務事務吏僚各位の多大の援助補佐を辱くしたことである。是等優秀有能の人士の協力なくしては、余は何事をも爲し得なかつたことを認めるのである。今や内閣改造と共に、大村次官は轉じて内務省に入られたが、三局長（山崎氏は次官として）其他は依然留まり、安倍新文相を補佐して、銳意理想の實現に邁進を續けられるのである。實に心強いことであつて、文教將來のために祝福の念禁じ得ないものである。（一月二十五日認む旅中何等の資料を有せず敘事不精謹の故御寛恕を請ふ）

（十八頁より） 力強い新日本の建設が行はれる事となれば日本民族の幸である。之を成就せしめる爲の公民教育こそ國民自身の仕事であり、民衆相互の上に課せられた大きな使命である。公民教育の徹底によつて國民

の睿智と徳義が養はれ、世界的な恒久平和國家建設の爲の發刺清新な民力が充實する結果となれば之こそ敗戦の禍を轉じて福と爲すと言ふものであらう。

今般文部時報は昭和二十一年一月終戦再建號として更生出發することになり、定價は一部貳圓(特別行爲税を含む)に變更されました。御諒察願ひます。別に送料に申受けます。文部時報の形式及内容等總てが再建態勢を把握し、民主主義的新日本文教建設報導の使命に邁進致します。

今般文部時報は昭和二十一年一月終戦再建號として更生出發することになり、定價は一部貳圓(特別行爲税を含む)に變更されました。御諒察願ひます。別に送料に申受けます。文部時報の形式及内容等總てが再建態勢を把握し、民主主義的新日本文教建設報導の使命に邁進致します。

文部時報の形式は毎號約三十二頁、9号
6號8号及び6号の活字で二段組、三段組
四段組等各種の組み方を用ひ又用語、文句
すべて能率化し毎頁充實せる内容と載せる
文部時報の内容は別掲文部時報刊行計畫
摘要の通りです。特に登載事項中文部法令
告示等は簡單な事項目指示し官報参照に
便せしめ、更に省内外各局發送の重要な通牒
や聯説、解合軍總司令部の教育關係指示等
に紙面を充てる
に識語、談話、研究、解説等は寄局柄適切
緊要なるものを輯める

文部時報編輯關係者名簿

文部時報編輯委員長	文部書記官	西崎 惠
文部時報編輯委員	文部事務官	內藤 馨三郎

同	同
同	文部屬
石堀	堀江
塚政	半輔
次	輔

同	文部時報編輯事務	同	煙	託	林
大		橋	政	圖	應
橋					
政					
校					

(文部時報報告委員等略ス)

目的 本省所管の教育學藝及宗教に就ての法令並に諸般の施設事項に就きて指示し周知せしむると共に所管の行政及教育機關等の聯絡提携を圖り民主主義的平和新日本教育文化の促進向上に役立たしむ

目的 本省所管の教育學藝及宗教に就ての法令並に諸般の施設事項に就きて指示し周知せしむると共に所管の行政及教育機關等の聯絡提携を圖り民主主義的平和新日本教育文化の促進向上に役立たしむ

内容 本府報登載事項の概要左の如し
詔書、勅諭、法律、勅令、閣令、省令、訓令、告示、省諭、訓示、指令、例規となるもの）に關する指示、通牒（例規となり又は一般の参考となるもの）、法令解説、質疑應答（本省より公文にて回答したるもの）、復命書及報告書、譯説、講話、談話、研究調査、統計等編輯 文部時報編輯の爲編輯委員長並編輯委員若干名を置く。編輯委員長は文部課長を以て之に充て、編輯委員は文書課員中より之を命ず。必要あるときは省司法令審査委員の意見を求めることあるべし。

[illegible]

定 價 表		
一 部	金 貳 圓	郵税は別に 載きます
六 ヶ 月	金 拾 貳 圓	
一 ヶ 年	金 貳 拾 四 圓	

●臨時増大號發行の節は別に代金申受け
ます

●御注文は總て前金に願ひます前金切れ
の場合は送本いたしません

廣告料は二分ノ一頁九拾圖以下、四分ノ一頁六拾圖以下とす。掲載頁數は壹部毎に拾五頁を超ゆることを得ず
右文部省の御指定に依つたものです

昭和二十一年一月二十五日發行
昭和二十一年一月二十二日印刷
第八二號

東京都麹町區五番町十番地四
發行者 大谷 保

東京都立川市曙町三ノ五五
印刷者 大谷 保

印刷所 行政學會印刷所

東京都京橋區銀座西七丁目一番地

電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番
振替神金口座東京十三番

東京都神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社
配給元

會員番號一一九〇〇七